

平成29年度 第9回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年12月8日(金) 午後1時30分から午後3時15分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (28人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
5番 山根清人 委員	6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員
8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員
11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員
14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員
17番 原田明宏 委員	18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第45号 農地の賃貸借の解除について

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

議案第51号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定について

議案第52号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今から第9回の農業委員会会議を開会いたします。初めに山脇会長あいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 皆さんこんにちは。今日は第9回の農業委員会会議ということで、大変寒い中を各委員の皆様にはご出席して頂きまして、ありがとうございました。

先般、皆さんにお配りしておりますが、全国農業委員会代表者集会がありまして、2日間、東京の方に行ってまいりました。詳しいことは、この中に、いろいろと書いてありますので、見て頂ければと思いますが、パネルディスカッションでは、岩手県農業会議副会長をされております女性の方、岩手町農業委員会の会長さんでした。それから、茨城町農業委員会会長、千葉県香取市農業委員会会長、兵庫県南あわじ市の農業委員会会長、助言者は京都府立大学の准教授ということでありました。中にいろいろと記載してありますので、ご覧いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと申し合わせ決議がございまして、第1号議案、第2号議案と書いてありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

それから、今月は県内研修ということで、18日に南部町の法人の方に、市役所のマイクロバスで行きたいと思ひます。寒い中ですが、十分に研修して頂きたいと思ひます。

今日は、利用集積の方で、かなりの農業委員の皆さん、推進委員の皆さんの出入りがございまして、若干、時間がかかりますが、どうぞご協力のほどよろしくお願ひ申し上げまして、開会のあいさつといたします。

※ 議長選出

事務局 ありがとうございます。この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行していただきます。よろしくお願ひいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定を行います。本日の議事録署名人をこちらから指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、12番 筏津委員、13番 數馬委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日の欠席はございません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 (4) 連絡報告事項。事務局、お願いします。

事務局 そうしますと、平成29年度第9回農業委員会会議報告並びに予定事項を報告させていただきます。(以下事務局説明)

議 長 報告は以上でございます。

(5) 議 事

議 長 これから(5)議事に入ります。本日の議事につきまして、議案第45号から52号までございますので、これに関連しまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは私から本日の議事について説明させていただきます。

議案第45号 農地の賃貸借の解除についてということで、議案の2ページにありますとおり1件の申請がございました。

続きまして、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について。議案4ページ、5ページでございます。6件の申請が出ております。

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案7ページのとおり1件の申請でございます。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案9ページのとおり2件の申請が出ております。

続きまして、議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、議案11ページのとおり2件の申請でございます。

議案第50号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の14ページから、ずっと捲っていただきまして48ページまで、合計100件の利用権設定の申し出が出ております。

議案第51号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定についてということで、55ページのとおりお諮りさせていただきます。

議案第52号 農用地利用配分計画について。議案の58ページから60ページのとおり7件の協議が出ております。

本日の議題につきましては以上でございます。

議案第45号 農地の賃貸借の解除について

議長 これから議事に入らせていただきます。議案第45号 農地の賃貸借の解除について。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第45号、農地法第18条第1項に基づく賃貸借の解除の許可申請でございます。通常の賃貸借の解除につきましては、農地法第18条第6項に基づいて、お互いの合意により解約されることがほとんどでございますが、それができない場合、鳥取県の許可を受けて、契約の解除ということになります。このたび、合意解約ができないということで、農業委員会で意見を決定し、県知事へ進達するという流れで処理をするものでございます。

番号1番。〇〇〇〇〇〇、現況：田。面積が846㎡で、貸人が〇〇の〇〇〇〇さんの相続人さんで〇〇〇〇さん。それから、借人さんが、亡くなられておりますが、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんです。申請の詳細につきましては事前にお配りしている資料のとおりでございます。申請の内容としましては、賃借人が信義に反した行為をした場合ということで、借受人によって耕作された事実や賃料を受け取ったこともないということで、18条1項の申請が出ているものでございます。審議の方針につきましては、局長から説明をお願いします。

議 長 はい。事務局長。

事務局 この案件につきまして、事前に、こういう案件がありますよということで、会長へ相談をさせていただきました。これは〇〇さんからの申請ですが、相手方の〇〇さんに、会長の方から電話で相談をしていただきました。そのへんは、会長。

議 長 私もこないだ初めてこの件について聞いたわけでございます。借受人は、この田んぼを親の代から借りとることを初めて知ったと。知らなかったと。こないだ現地に行って説明したら、こういう事実は一切知らなかったということがはっきりわかりました。もちろん、そういう解約が出とるっちゃうことも知らなかったし、弁護士からの連絡もなかった。〇〇の〇〇さんに私から電話したら、一切弁護士に任せてるから私からは答えることはできませんということだったもので、わかりましたって電話を切りました。

〇〇さんに対しては一切連絡も取ってないし、本人たちも何ら連絡を受けてないということでしたので、これをそのままここで承認するっていうことはちょっとできかねるんでないかなと私は私なりに判断をしとるわけです。

いろいろ話をして、話を聞いたりした段階では、やはり両方に話をきっちり聞いて、もう一度、借受人のほうにも聞いて、それがはっきりするまでは、一応、ここの審議を掛けますけども、保留というかたちが可能ではなかろうかと思うわけですけども、これをみなさんに意見をお聞きしたいということです。

台帳には小作契約でお父さんの名前で載っております。それで、調べると、お父さんからそういうことは受けてない。お父さんも〇〇〇〇に亡くなつとるし、子供たちも一切聞いとらんし知らなんだと。私の電話を受けるまで何にも知らなんだということでした。どのような方法がいいでしょうか。4番 松本委員。

4番 松本です。こういうのは、法的根拠に基づいて処理していくしかない。農業委員が審議するっちゃうこと、これでいいの。

議 長 合意解約であればいいけど、合意じゃない。だから、初めてこないだ本人にお知らせしたわけですので。この借受人に対しては、弁護士さんからは本人は一切連絡取ってないです。11番 鐵本委員。

11番

11番 鐵本です。借りた人はやっぱり、ほんとに借りてるんだったら誠実に履行しなきゃいけないってよく皆さん言うんですけど、お金を払っとらん。これは不履行になるんです。家賃を払わなかったら出て行ってくださいと、あれと一緒にですから、借りとるけ、借りとるけ、俺はこの家住む権利があるなんて言たって、立ち退いてくださいって言われたら強制執行されても出て行かなくやいかんことになるんです。だから、知らなかった、だけど借りとったっていうけど、それを、知らなかったけど実行もしてなかった、管理そのものもしてなかったって言われたら、それはもう、返してくださいって言われても、〇〇さんの相続人さんは、ちょっと言えないんじゃないかと僕は思います。

議長

そういうこともいろいろありまして、もうちょっと本人と詰めて話をせんと、ここでいきなり、なら承認っちゅうわけにならんじゃないかと。ちょっとまあ、先延ばしにすることも可能でないかなと思って、私が、今回は保留しといて、もうちょっと煮詰めてからもういっぺん掛けたほうがいいかなと思って。

(異議なしの声)

議長

では、この件に関しては保留ということにさせていただきます。

(はいの声)

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

続きまして、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

なしということですので、議案第46号につきましては承認と致します。

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長

続きまして、議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。本件につきましては午前中、現地の調査に行っておりまして、本日午前10時30分より当番委員であります、西谷昭良委員・谷本委員・藤井代理・藤原局長・隅主任と私の6名で行っておりますので、代表していただきまして谷本委員より報告をお願いいたします。

1番

1番 谷本が報告いたします。先ほど会長からありました6名で、第4条申請の土地1件の現地確認を行いました。何ら問題ないという結論に至りましたので報告いたします。

議長

只今、現地調査の報告がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、議案第47号につきましては承認と致します。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について。この件につきましても現地の調査に行っておりますので、同じく谷本委員より報告をお願いいたします。

1 番 1番 谷本が報告します。同メンバーで、第5条の申請の土地2件を現地調査に行っておりまいました。確認をいたしましたところ、何ら問題ないという結論に至りましたので報告いたします。

議 長 第48号について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第48号につきましても承認と致します。

議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請につきまして、同じく、この件に関しましても現地の調査に行っておりますので、谷本委員より報告をお願いいたします。

1 番 1番 谷本、報告いたします。同メンバーで現地確認を行いました。いずれの土地につきましても問題ないと確認をいたしましたので報告いたします。

議 長 皆さんの質疑を求めます。議案第49号について、ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、議案第49号は承認といたします。

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 議案第50号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。この件につきまして、委員の皆さんにお諮りいたします。本日の利用権集積計画、利用権設定各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。44ページの番号88番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代して私の案件についてご審議いただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、交代させていただきます。

(議長交代)

9番 それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9番 山脇委員が退席しましたので、44ページ番号88番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 44ページ番号88番でございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆3,129㎡でございます。以下記載のとおり賃借権設定でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありましたので、委員の皆さんよりご質問・ご意見を受けたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

9番 異議がないようですので、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9番 山脇委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。

山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代いたします。

(議長交代)

議長 続きまして、26ページ番号37番から30ページ番号48番の有限会社 真栄農産は、9番 藤井委員に係る案件でございますので、藤井委員の退席を求め

ます。

(藤井委員 退席)

議 長 事務局、説明してください。

事務局 26 ページ番号 37 番でございます。土地の所在は〇〇〇〇〇〇ほか合計 6 筆 13,239 m²の賃借権設定でございます。以下記載のとおりで、番号 48 番まで合計 48 筆 79,579 m²の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、ご意見・ご質問ありますか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 只今、藤井委員の審査を行いました結果、異議なしということで承認されましたので報告します。続きまして、38 ページ番号 70 番は、17 番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 38 ページ番号 70 番でございます。土地の所在地は〇〇〇〇の 1 筆 2,401 m²の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、承認いたしますので、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ。承認されましたので報告いたします。続きまして、38 ページ

番号71番、72番は、4番 松本委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(松本委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 38ページ番号71番でございます。〇〇〇〇〇〇他1筆で、2筆2,638㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。番号72番と合わせまして、合計5筆5,618㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 承認いたしますので松本委員の入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議 長 松本委員へ。只今の案件につきましては承認となりましたので報告いたします。続きまして、39ページ番号73番は、西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 39ページ番号73番でございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇〇の1筆1,286㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、承認いたしますので西谷委員の入場を求めます。

(西谷昭良委員 入場・着席)

議 長 西谷昭良委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。続きまして、41ページ番号80番、81番は、2番 徳田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(徳田委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 41ページ番号80番でございます。〇〇〇の2筆1,882㎡の賃借権設定でございます。その他番号81番と合わせまして、3筆3,855㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 皆さん、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、承認いたしますので徳田委員の入場を求めます。

(徳田委員 入場・着席)

議 長 徳田委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきましては審議が終わりましたので、続きましてその他の案件について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は、438,101.75㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては14ページから48ページ記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては49ページから53ページに記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは皆さん、ご質問・ご異議ございませんか。11番 鐵本委員。

11番 11番。49ページですけれども、〇〇〇さんはええ歳しとられるんですけど、元気でしょうし、誰か手伝いをしとられるでしょうか。参考までに。90歳の方ですけど。別に、今、人生九十年時代、90歳から上の人が日本では200万人おられますんで。

議 長 事務局、どうでしょうか。

事務局 更新通知を出しましたら、ご本人さんからの申請がございました。

議 長 社の委員さん、ご存じありませんか。

10番 息子さんがおられますので。

事務局 382㎡の賃借権設定です。

議 長 わずかな畑だと。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第50号につきましては承認といたします。

議案第51号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定について

議 長 続きまして、議案第51号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定につきましてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 55ページに、平成30年農作業労働標準賃金表の案を載せております。こちらは先月、11月27日に市役所北庁舎3階の会議室において普及所、JA営農センター、農林課長、農事組合長協議会の会長、副会長と農業委員会の会長と職務代理、事務局2名の10名で審議をいたしました。昨年と変わったところが1ヶ所ございました。下から3段目の畦づくりという所です。いわゆる畦ぬりですけども、52円にしとりましたけども54円、50円の消費税で54円ということでありまして、変更理由としては、近隣の町で言いますと、三朝町、湯梨浜町が54円と同額なこともありまして、琴浦と北栄は50円でございますけども、中部の状況を見ましても54円のところが2町ありますので、54円に引き上げてもいいでないかということで検討会の中で審議がありまして、このたび52円から54円に、メートル当たり2円引き上げることを提案いたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がございました。平成30年の農作業労働標準賃金につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。はい、5番 山根委員。

5番 5番 山根です。ちょっとお伺いします。荒かきと代かきがあるわけですけども、所によって代かき一本ということがありますが、この、荒かきの4,860円と代かきの7,020円の差、これの理由。それと、私らがやってるのが両方やってるわけですけど、かえって荒かきの方が手間が掛かってかなわんという状況なんで、はっきり言って代かきと同等の金額でええでないかなと思っておりますが、そこらへんの理由、根拠、教えていただきたい。

議 長 平成23年までは代かき一本で来とったと思うです。ところが、時間も掛かるし燃料もようくうし、耕耘は一回で済むけど代かきは何回も回るから、2つに分けたらどうかということで、24年から、荒かきは4,860円で代かきが7,020円ということなんですけど、今、山根委員が言われたように、実際は同じくらいかかると思うんです。荒かきは特に大きい草とかああいうのがそのまんまあるから沈めないけんから、逆にこっちの方が時間がかからへんかというような。ここにたくさん稲作経営者がおりますけども、皆さんの意見はどうでしょうか。原田委員、どうですか。

17番 17番 原田です。山根委員が言われたように、代かきは最後の仕上げ一発ですんで、わりかし作業は楽なんですよね。荒かきのほうがやっぱり、ある程度きれいにやっというて代かきを軽くするっていうことで、荒かきの値段はちょっと安いかなと私としては思いますけど。

議 長 はい。じゃあ、13番 数馬委員、ご意見をどうぞ。大規模農家としては。

13番 別に、この金額で良いんじゃないかなと思っております。荒かきってことで区別せんでも。荒かきもどっと一気にすりゃしませんしね、あと、仕上げで荒かきをすっと回ってからあとから仕上げで回ると結構きれいになりますので、これでいいんじゃないかと思います。

議 長 はい。数馬委員は今のままでいいそうです。4番 松本委員。意見をどうぞ。

4番 かあちゃんがしとるで言えれんだけど。

議 長 わかりました。じゃあええです。西谷昭良委員、どうですか。

西谷推進委員 荒かきは仕上げをやるという前提でアバウトでいい場合も多いと思いますけど、仕上げは二度、三度、念入りにと言われます。妥当な現状の単価だと思いますけど。

議 長 現状ね。組合で作っとります美田委員、どうですか。

8番 8番 美田です。うちの法人は第二協業という受託組合に委託しとるんですけど、こういう分けでやってません。代かき反当なんぼっていうふうで、ここに計上するっていうよりちょっと安い単価でやっとりますで、こういうやり方したら、本当はええ代かきしてもらってやれば、いろいろ水もちだとか除草剤対応できるかってなるんで、ちょっと、灘手が不十分な状態で、こういうふうにされるとほんとに良いでしょうね。

議 長 はい、鐵本委員。

11番 私は山の中ですが、代かきじゃなしに荒かきの方が倍からかかって、しよるです。だから、代かきの方がむしろ早く終わって、荒かきが一日中かかれれば代かきは半日ぐらいつてな感じなんで、だけ、むしろ荒かきの方が単価が高い方がいいんでないかなと思ったりします。

議長 今、いろいろ聞いてみますとですね、今のまんまで、逆に荒かきはそのままでいいけど植え代の方がかかるとかいろいろありますけども、逆にこれ、代かき一本にして合計の金額書いた方がかえって良いかもしれんと思うんですけど。一回でしまう人はほとんどおらんと思うんです。私もよく、自宅作業で代をかかんですけど、一回でええかいな、3回くらいかかかいな、いや、ようにかいてごしないと、お金は払いますけどという方のほうが多いです。ですから、これ、分けずに、はっきり言うと、代かき一本で例えば1万2千円とか、1万1千円とか。私ども両方貰っとるです。はっきり言いますと。合計した金額貰っとるです。一反あたり。分けて貰っとりません。だけね、要は、パターンとしては、荒かきだ一っとしてもらっというて、また時間かけて後から生えてきて植え代かいてする方のほうが多いかな。荒かきそのまま続けて植え代かかんでしょ。水が多いから。草が多いし。

議長 どっちがええか。

5番 泥水を落ち着かせて、代かきは水おといて、それからかくけね。だけ、一緒の金額でも、かえって、今言いなつたように、荒かきのほうが高てもいいと思う。ここに載せてしまうとこれ以上貰えんだん。なんぼ話し合いなつてるけど。

議長 なら、ここの意見としては、植え代かきと荒かきと同額にするという意味ですね。

8番 摘要欄でもうちょっとなんか表現加えたらどうですか。こういうのが荒かきだぞ。知つとんなる人はあるかしらんけど、うちのへんこれいっしょくたにしちやつとるけ。

事務局 大体、ほかの市町、うちは平成24年から荒かきって項目を作ったんですけど、そういう項目を作つとるところはあまりないです。7,020円というのは一番高いですね。あとは5千円台とか6,500円とかです。

9番 うちなんかね、荒かきまでは自分とこの小さい機械でするけど、代かきはハローを付けて、大きい機械でなけなようなるめんけ、代かきはしていなつて言いなつた場合に、一緒にしてもらっちゃつたら、なら、なんぼとなんぼつてのがちょっとわかりにくいけ、その、但し書きでもしてもらつたらそれはありがたいけども、そういうのもあるです。全部まとめてつていう家もあるけど。

議長 荒かきも、なんで4,860円ちゅうよな半端かなと思うんだけど。

事務局 4,500円の消費税です。

議長 なら、同額にして、植え代だけの人は植え代代貰ええし、荒かきの人は荒かき代貰ええし、そういうふうにしたらどうですか。同じ金額にしといて二つに分けといて。藤井さんみたいなこともあるから。植え代専門の方は代かきの代金貰ええし。

7番 そうすると、6,000円ずつにせんとおかしなるで。

議長 いや、6,500円ずつですよ。たしか。6,500円の消費税になつとるはずです。ちゃうか。7,020円。

事務局 そうです。荒かきも7,020円、植え代かきも7,020円っていうことで。

7番 いや、これだと、代かきを下げて、12,000円だら。だけ6,000円。

議長 下げられんわ。

事務局 代かき7,020円を下げちゃうですか。

7番 だって、荒かき上げるだったら代かき下げないけん。

議長 いや、どっちも同じ金額にするけど、代かきだけの人もおるから下げたらいけんっていうだ。それは、あとは、お互い同士の話し合いで決められないこととて、ここはここで決めといても。そういうことです。

4番 それでいいんじゃないかな。さっき言った、一緒につちゅうことで。

議長 どうですか。今の意見としては、今のまんまでええという意見と、それから逆に、荒かきを上げて植え代を下げる意見と、荒かきと代かきを同じ金額にするっていう同額の意見と、わかれとるですけど。同額になるってことは荒かきが7,020円になりますよ。

涌嶋推進委員 自分たちのところは、ほかのとこと違って、荒かきってのが全然なしで代かき一本、最後ほとんどが代かき一本です。荒かきなし。

議長 社の和田の方でも前の浅井委員が言っておられたけど、うちは一回しかかかん。というのは、代かきまでに二、三回打っちゃう。小ちゃく。だけ、代かき一回で済むってこと。ところが、一回しか打たん人は何べんも代かき。そこが違う。

涌嶋推進委員 耕耘も2回しかせん。代かきは1回、耕耘は2回。

4 番 そがな暇がないですわ。だけ2回せないけんだが。意味わかるでしょ。耕耘が1回でいい。大型持っとると。

今回はこうして記録があるけ、このままこうして1年間検討材料で、1年あいを置きましょう。それから、来年決定と。もし問題があるようだったら。

議 長 今、松本委員から、もう決まっとるから今年はこのままでいって、検討材料として、来年の改正の時に話し合いしていただくと。農業委員会ではこういう意見が多かったということで、検討委員会に出すということではいかがでしょうか。

(はいの声)

議 長 では、そのようにさせていただきます。では、30年の賃金表についてはよろしいですか。

(はいの声)

議 長 では、承認いたします。

議案第52号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第52号 農用地利用配分計画について。この議案につきましては該当委員がごいますので、該当委員に係る案件を先に審議させていただきますことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、58ページ番号1番は16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(西谷美智雄委員退席)

議 長 説明してください。

事務局 58ページ整理番号1番でございます。権利の設定を受ける者：○○○ ○○○○○。土地の所在地は○○○○○○○○の1筆3,879㎡の賃借権でございます。設定する権利等は以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございましたが、ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、承認いたします。西谷委員の入場を求

めます。

(西谷美智雄委員入室)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。報告いたします。続きまして、58ページ番号3番、4番は、13番 數馬委員に係る案件でございます。數馬委員の退席を求めます。

(數馬委員退席)

議 長 事務局説明をお願いします。

事務局 58ページ番号3番でございます。権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇。権利を設定する農用地等につきましては、〇〇〇〇〇の4筆4,845㎡でございます。その他、番号4番まで、合計5筆7,955㎡の賃借権の配分計画でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、ご質問・異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、承認といたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員入室)

議 長 數馬委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されました。ご報告いたします。以上で該当する委員の案件につきましては審議が終わりましたので、続きましてその他の案件について審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 58ページ2番。〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇。権利を設定する農用地については〇〇〇〇〇〇〇の1筆の5,339㎡の賃借権の設定の配分計画でございます。その他59ページ5番、60ページ6番、7番、合計いたしまして、26筆48,670㎡の配分計画でございます。配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては、62ページから69ページ、最後のページまでに記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今、議案第52号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。7番 林委員。

7番 7番の〇〇さんの分ですけど、これは〇〇の梨団地の分ですね。で、昨日行

ってみたけど、網掛けの棚を掛けよるけ、なら、これは絶対やんなると。進めるといふことよろしいでしょうか。

議長 はい、農林課。

農林課 失礼します。先ほどの〇〇さんの案件でございますが、こちらにつきましては、当初、6月に、所有者の方と中間管理機構とで利用権設定がなされまして、で、〇〇〇〇さんが、アグリスタート研修ということで、新規就農の研修が終わって、スタートするということで、その間を機構で中間保有をしていただいたものをこのたび配分するということで、事前に〇〇さんが受けられるということと、就農の時期を合わせるというかたちでスタートさせていただきますので、今回配分させていただいたということになります。以上です。

議長 林委員、よろしいですか。その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、只今の案件につきましては承認と致します。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議長 続きまして、日程(6)その他の項に入ります。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について。事務局説明を。

事務局 別冊をご覧くださいと思います。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。位置図や許可の要らない根拠につきましては下の方にそれぞれ書いてありますので、ご覧くださいと思います。①届出日：平成29年11月14日。届出者：〇〇 〇〇〇〇。転用目的は農業用機械・用具置場のハウスでございます。続きまして、②届出日：平成29年11月21日。届出者：〇〇 〇〇〇〇。転用目的は農機具用ハウスでございます。

続けて(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についても説明させていただきます。4ページ。①届出日：平成29年11月14日。届出者：倉吉市長 石田耕太郎。担当課は建設課でございます。転用目的は倉吉市の発注工事(平成29年度上古川地区単県斜面崩壊復旧工事)に伴う残土仮置場として使用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇。転用期間は平成29年9月8日から平成30年3月15日となっております。②届出日：平成29年11月17日。届出者：中部総合事務所長。担当課は地域整備課でございます。転用目的は鳥取県の発注工事(久米ヶ原2期地区特定農業用管水路等特別対策事業 久米ヶ原2期地区特定農業用管水路(2号送水管路1工区)工事)に伴う掘削土砂等工事用資材の仮置場として使用するものでござ

います。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇。転用期間は平成29年11月20日から平成30年3月15日の予定でございます。続けて、6ページ③です。こちらも鳥取県の地域整備課からで、同じ事業の2号幹線配水路5工区の工事に伴う、同じく仮置場でございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇。転用期間は平成29年11月20日から平成30年3月14日予定でございます。7ページからでございますが、KDDI株式会社からの届出で無線通信用電波塔（コンクリート柱）の設置でございます。④が〇〇〇、8ページの⑤が〇〇。それぞれ6㎡のコンクリート柱の設置でございます。位置図や許可の要らない根拠は以下記載のとおりです。以上です。

議長 続いて、9ページ。(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。

事務局 9ページから11ページまで、あっせん委員の選任について3件出てきております。9ページ①。相談者は〇〇〇さんで、〇〇〇の方でございます。土地の所在は〇〇と〇〇の2筆でございます。売買を希望しておられます。それから、10ページ②でございます。相談者は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、〇〇の2筆、使用貸借で耕作しておられた方が、耕作をようされないということでご相談がありまして、次の耕作者を探しておられます。11ページ③。相談者は〇〇〇さん、〇〇〇の方でございます。売買、無理でしたら賃貸借の希望をしておられます。以上3件のあっせん委員の選任についてよろしく願いいたします。

議長 まず9ページ①でございますが、これは〇〇・〇〇ですので灘手の委員さんをお願いせないけんと思いますが、筏津委員と美田委員、よろしいですか。

12番 はい。

議長 続きまして、10ページ②、〇〇。河本委員、田倉委員、いいですか。

10番 田倉委員は次のやつをやらしてもらわな。

議長 二人とも両方してください。

10番 これでちょっと言い分があるんですけど、〇〇の分の〇〇〇。これは山と山の間にある田ですね。たしかに現在でも耕作をされておりますけど、そのうえ堤で水を供給しとるという状況です。それで、これを耕作すると堤の管理とかそのへんも掛かってきます。それと、非常に湿田で悪い田んぼで、私としては、今日も地元の人に相談してきたんですけど、まず、借りる人、買う人、ないということで、あっせんも、この〇〇〇についてはちょっと私ようしません。もう一個の〇〇〇は何とかなるんでないかなと思います。次の〇〇の件ですけど、弓なりにブーメランみたいな形しとるところが、3、4mくらいの木がどっ

と生えてます。これも農地にする価値があるのかなと。そういう状況です。

事務局 農振も外れているので、非農地証明が可能かと。

議長 そのように話をしてください。それが委員の役目です。それから、できんじやなくして方法をいろいろ考えて話をさせていただきたい。

10番 農地としてのあっせんはちょっと難しいんじゃないかなということです。

議長 ですから、非農地証明等されたらどうですかとか、宅地として売れますよとかそういう話をしてください。〇〇の件については、このため池の下のほうに作っとる人もおんなるでしょ。だけ、この人が一人ため池を管理するわけじゃないと思うです。

10番 そりゃそうですけど、借りた人はそういう管理も含まれてくるからね。

議長 だけ、そういうことをよく把握して何とかあっせんしてください。よろしく。続きまして、(4) 農地等あっせん活動の状況について報告。①、筏津委員、報告をお願いします。

12番 筏津です。〇〇〇〇〇さんの田んぼの売買についてなんですけど、全地区が〇〇〇の営農組合に入ってますので。〇〇の方に聞いてみたんですけど、ちょっと田んぼが湿田で、トラクターも入れんって状況で、難しいかと思うんですけど、何とか、できれば。売買は絶対できません。そういう状況です。

議長 売買はできないと。はい。続いて②、鐵本委員。

11番 あっせん活動ですけども、〇〇の〇〇の〇〇地区というところに田んぼが所在してますので、〇〇地区の方に話をしまして、12月か1月にかけて地区の方でどなたとどれを作るかとかいうようなことを話してみるからということで、今現在、進んどの状況です。それで、この中で作ってくださる人がなかったら範囲をまた広げないかんってことを伝えまして、何とか地区内で作っていただけませんかということをお願いしとるところであります。

議長 では、引き続きをお願いしたいということです。それから、ここには載っていませんけれど、先般出ておりました、〇地区の〇〇〇の〇〇〇さんの件です。先般、〇〇の土地改良区におりましたところが、〇〇〇〇の改良区で、事務員を交えて、〇〇の理事長と本人ご夫妻が来ておられて、あら、ええとこで出会いましたねって言われちゃって、ちょっと田んぼの事で今話しとるんですけど、前作った人を買ってって言ったら買わんって言われたで、もうその人には作ってほしくないっていうのは、この前出たと思うです。それで、なら、小作に出そいなど、世話してあげるといふことで、私の近所の人に作るように話して、

見に行って了解とったら、そのように電話したら、いや、あれは売ってもらわな困りますけって言いだして。日にちが経つところころ変わって。ほんで、最後にもういっぺん、再度、小作しとった人にどがにいするって言ったら、なら買うけっちゅうことで1くぼは、1反30万円で購入ということで決着つきました。もう1件、もう1くぼについては一反2畝。それは、小作ということで3年契約ということで了解を取りまして、そんなも売ってほしいって言われたんですけど、3年契約で作る間に買い手が見つかったら世話してあげますということで了解を取りましたので、〇〇〇さんについては決着したということをお知らせしておきます。社の委員さんには、いろいろあったみたいですが、そういうことでしたので。(5) 倉吉市賃借料情報について。

事務局

資料の13ページでございます。農地法が平成21年に改定になりまして、以前は借地料、賃借料の標準的なものを農業委員会で定めておったわけですが、改正になりまして、平均値、最高額とか最低額とかそういったものを全国農業会議所の手引きの手順に従いまして公表するようにしております。今月の農業委員会議案が承認になりまして、12月15日に告示ということで1月から12月までの1年間の公告予定の賃借料を、計算をしております。今年、一年間の平均額、最高・最低額が、この13ページになります。まず、下のところに参考資料ということで書いておりますが、利用権設定の筆数、使用貸借(無償)での筆数、物納の数と。次に賃貸借の筆数ということで、水田が1,008筆ございました。この内、極端に高いものとか低いものというのは削除したものが、データ除外内訳ということで163筆。これを削除いたしました845筆をもとに、枠で書いてありますが、水田については平均額が5,200円、最高額が9,000円、最低額が2,000円というデータになりました。畑につきまして同様に、物納を除く賃貸借が220筆ありまして、その内、特殊な取引、極端に高いもの、低いものを除いた10筆で210筆のデータ数をもとに計算いたしました。平均額が5,800円、最高額が10,000円、最低額が2,000円という結果でございました。昨年の、平成28年の数値は、水田については、データ数953筆のデータ数をもとに、平均値が6,500円になりました。最高額が10,000円、最低額が2,000円ということです。畑については平均値が4,400円、最高額が7,000円、最低額が2,000円というのが、28年の数値でございます。28年の数値と、29年、今年の数値を来月の市報の1月号、それから、農業委員会だよりということで、2年分を併記して市民の皆様にお知らせしようと思っております。その他、賃貸借の物納の例とかってということで、10aあたり玄米30kgとか、90kgとか、全筆で米袋2袋とか、あるいは、土地改良区費賦課金相当額等の事例がありましたとか、こういったこともございましたので、参考のため、例を記載しております。賃借料情報については以上でございます。

議長

はい、美田委員。

8番

8番 美田です。これはデータの積み重ねだけこうなるんでしょうけど、だい

たい畑の方が水田よりはちょっと安いでないかなと思うけど、なんか、この取引の中でこっちが逆転するような何かがあるですか。

事務局 データ数が210しかないですのでこういう結果だったということです。水田は6,500円が5,200円に下がったんですが、特に米価の下落なり、あるいは、上北条については上北条地区協定料金が、7,000円から5,000円に引き下げたということも要因かとは思いますが。

8番 なんか、ごっついこと畑の方が価値が上がったちゅう感覚でないかな。なんだか、電力するようなソーラーが借りるのに銭出しとるなんてことが反映されとるんじゃないかなと思ったんです。

10番 ソーラーはしてない。

8番 畑の貸し借りはないか。

10番 ソーラーはしてないってこと。反収は畑の方が多いです。

議長 他にございませんか。影山委員。

影山推進委員 関金の5番 影山です。さっき美田さんが言っておられたのは、たしかにデータ数は少ないんですけども、28年もデータ数は少ないわけです。具体的に、少ない中で、例えばどういった畑のどういった作物のものが、上昇要因だったとかいうような分析はなかったんでしょうか。そういうことが分かれば、農家さんが、なんでかいなって言われたときに、いや、データ数が少ないけこうなりましたってのはちょっとなんか、説明がないなあって気がしました。

事務局 久米ヶ原でいけば土地改良区賦課金がだいたい5,000円ぐらいのものなので、5,000円を下回るような利用権設定ってのはなかなかないかなと思いますけども、最高額が10,000円ってなっとりますので、10,000円のデータを引いてないのでそういうことが出てくるかと思います。水田については極端に高いものが10,000円を超えていますので、下のところに除外内訳ってのが書いてありますけど、10筆しか除外してないです。上限で7筆しか高いものが除外できなかったのも、10,000円が一番高いものになりました。去年は39筆。計算上そういうことになります。7割以上高いものについては除外するようにしとるんですが、手順書に従って計算するとこういう結果が生まれたということになります。一番高いもので10,000円って言うのがあった関係もあります。

議長 よろしいですか。わかったようなわからんような雰囲気ですけども。今年はこの状況が出たということなんです。次に進みます。(6)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について。

事務局

農地等の利用の最適化の推進に関する指針を14ページから17ページまで記載しております。農業委員会法が平成28年に改正になり、その中で、農業委員会の重点業務は、農地利用の最適化の推進であるということになりまして、農業委員会法第7条の中に、農業委員会は指針を定めなければならないとなっております。指針を定めるには、推進委員の意見を聞かなければならない。それから、推進委員は指針に従って活動しなければならないとなっております。倉吉市の場合は農業委員も推進委員も一体となって指針に従って活動していくということでございます。で、その指針の案をこちらに示しております。14ページには基本的な考え方を記載しておりまして、15ページには、遊休農地の発生防止・解消についてを記載しております。16ページには担い手への集積・集約化について。17ページは新規参入の促進について記載しております。この指針の内容につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ざっとかいつまんで説明がございましたが、この指針に対する案でございますが、いかがでしょうか。今日まで皆さんがよく中を見ていただいて、読んでいただいて、何回も熟読していただいていると思うんですけど、どうでしょうか。意見のある方はどうぞ。はい、美田委員。

8番

やっぱり、土地改良事業をやったようになったところは良いですけどな。だいたいよなっとなるはずなんですけど、年数が経過してくると、また、やっぱり手を加えないけんとかいう、まとまってそういうようなかっこうをせないけんような場所がようけあらへんかと思うんですけど、谷あいの田んぼとか。

議長

あります。

8番

そういうのをそのまま土地改良事業でやったけども、もう大きな機械入らんぞっちな田んぼがいっぱいできてきとる。そんなのなんとかする方法を考えればまとまった部分でそういうような利用権がうまく進んだり、利用が改善されていくちゅう部分があらへんかな。

議長

今できとる、農家には無料でできる事業ができとるかいな。

事務局

今言われた、特に改良区の理事長さんなんかには県の方から話があつとると思うんですけど、最終的には中間管理事業に8割以上出したりとか、そういった制限はあるんですけど、条件によっては、それをクリアすれば自己負担なしの圃場整備も可能です。

8番

ものすごくその条件が厳しいちゅうか。

事務局

条件はただ、今言ったように、8割以上、たしか5haですよ。圃場整備するのが5haと。そのうちの8割は中間管理機構に出さないけん。そういった条件が。

- 8 番 また、田んぼで稲つくるときゃいいじゃなしに、先進的な分を進めて、そういうようなことを言われるとなかなか難しい。
- 議 長 結局ね、半坂地区なんかほとんど湿田状態で、北谷なんかもあるですよ。それで、そういう所を新たに、構造改善して、無償で自己負担なしでやろうっていうのが、さっき出とった事業なんです。これに対しては中間管理機構が絡んどるってことだね。ですから、再度基盤整備して、水はけをようにして、稲作ができるような田んぼに復元しようという構想なんです。
- 8 番 半坂については、実際動かさないけんで、話しときます。
- 議 長 半坂悪いな。ほとんど作ってない。
- 8 番 そのうち情報が提供できればいいと思いますけれども。
- 議 長 見本として早いことしてほしいなと思っています。はい、河本委員。
- 10 番 ここに書いてある、非農地化の判断についてっちゅうことで、私の例として、非農地化を推進して話を進めとったら、登記を見たら、二、三代前の登記で、相続と一緒に、全部の判子がなけな、地目変更ができないっていう例があったんですけど、その辺は簡単にできんもんですか。
- 11 番 相続人さんの一人からすればいい。相続人さんの戸籍とかとか付けて。
- 10 番 そうですか。ちょっと忘れたけど、わしが尋ねたらできんような。
- 事務局 全員の同意がなくても、地目変更だけの変更はできるんです。
- 議 長 だから、相続人代表の名前で、1人でいいじゃないか。よろしいですか。
- (はいの声)
- 議 長 では、先に進めます。(7) 県外視察研修の報告について。企画委員長、どうぞ。
- 14 番 14 番 金信です。先月16日と17日の二日間、県外視察研修を行いました。参加者は28名。委員さんが2人行けなんだです。16日の第1日目は、法人経営の先進的な取組みを目的にということで、彦根市の有限会社フクハラファームを視察したところであります。法人設立は平成6年ということで、現在は従業員が14名、年齢は30代前半ということでありました。経営面積は177ha。うち170haが水稻ということで、そのうちの約7割が契約栽培ということでございました。売れないものは作らないということで、契約してから

栽培するということです。それと、最近では、ICT、情報通信技術等々導入をして先進的な取組みがなされておったということでございます。今後の目標につきましては、水稻で5億円の達成を目指したいということでございました。で、こういうことになると西日本一になるだろうという言い方です。次の二日目、17日。ヤンマー株式会社本社を視察いたしました。2012年の創業100周年を機に新本社ビルを建設したということで、最新技術を駆使した機能的な建物であったと、一言でいえばそういう状況です。このビルから排出されるCO2 大幅な削減を可能にした取組み、例えば壁面緑化、あるいは螺旋階段を活用したところの自然換気システムが採用されていたところであります。それと、太陽光発電、日中の電力に利用をしていくということでございます。もう一つ、オフィスにおける共同作業等を行うスペースが確保されておりまして、従来の感覚の私どもは古いわけですが、机を並べてのスタイルとは非常に違っただけのことです。以上、概要を申し上げて、決算につきましては事務局の方から報告をしていただきます。

事務局 18ページに決算書を付けております。(以下事務局説明)

議長 よろしいですか。

(はいの声)

議長 (8) その他。

事務局 最後ですが、県内視察研修、先ほどありましたように18日の月曜日、午前9時までに市役所の東玄関に、時間厳守でお願いしたいと思います。それから、新年互礼会。1月10日の農業委員会会議後に市長をお招きして開催いたします。場所は倉吉シティホテルということで、こちらの出席報告を1月4日までに事務局へお願いをしたいと思います。以上です。

影山推進委員 一つ聞いてよろしいでしょうか。1月10日の互礼会の前の農業委員会ですけど、始まりは何時ぐらいですか。

事務局 4時に倉吉シティホテルで考えております。

議長 現地でやります。4時から委員会して、終わったら互礼会。

事務局 現地確認は議案のボリュームを見ながら、考えます。

議長 今日みたいに午前中がいいのか、例えば2時半ごろがいいのか、ちょっとまた検討させてください。15日が過ぎると、現地確認が、どれだけ出てくるのかわかりませんので。いったんしまっという、帰ってもらって、また4時から出てもらった方がいいかもしれんし、また連絡させてもらいます。

16番 その他。以前、違反転用の係りをしとったもんですから、関わりがあるようなことで質問してみたいなと思います。以前、〇〇の方で農地を、いわゆる商業的に営業しとられるってことと。それから、もう一点は〇の方で違反転用だということで、ある委員さんが、話してみるけってことで、その後、ずっと何にもない。6ヶ月間来てしまっておりますが、年明けにでも部会でも開いていただいて、その辺をきちんと、この委員会に報告ができるような体制がつかれないものかということ、ちょっとお諮りいたします。

議 長 ご指摘のとおりでございますが、そのままになっておりますが、総務委員長とも話をし、近いうちに違反転用対策委員会、総務委員会ですね、それを開いて、本人たちを呼び出しをして、事情を聞こうということをしてほしいなと私自身は思っております。いつまでも投げとく状態ではありませんので、これは、それを商売としてやっとする以上、ほっとくわけにならんわけです。ですから、ちょっと厳しく指摘をせないけん、指導をせないけんと思っておりますので、また総務委員長と日程を組んで事務局とで、近いうちに呼び出しをしたいと思いますので、皆さん総務委員の方にはまた連絡させていただきます。いいですね、委員長。

16番 はい。

議 長 その他、ございませんか。はい、林委員。

7番 県内研修の服装は正式ですか。

議 長 この格好でお願いします。はいどうぞ、山本委員。

18番 遅くなりましたけど、手短に。11月21日と22日、中四国ブロックの女性農業委員会研修会に、山口県山口市の湯田温泉でありまして、その報告をさせていただきます。改正農業委員会法下における女性委員の役割ということで研修をしてきました。1日目は講演で、これは女性の方だったんですけど、京都府立大学生命環境科学研究科の中村貴子先生って方が、女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員が自信をもって活動するためについてというお話をされました。さすが大阪の女性の方で、とてもわかりやすい内容の話をされました。とても良かったと思います。2日目はグループ討議をやりました。ここがとても盛り上がって、20グループぐらいあったでしょうか、各グループそれぞれ時間いっぱい、足らんぐらいにお話をされてまして、その報告も受けました。今回が山口県で本州だったので、次回は四国の県になって徳島が受けられます。また徳島にも来てくださってことで研修を終わりました。以上です。

9番 山本さんが1日目のことを言われたんですけど、2日目はグループ討議で別々のグループでした。私の頭に残っとることが一つだけありまして、いつも松本委員さんが言っておられるように、婚活の問題が出ておりまして、徳島県の方

でしたけども、普通に婚活しますからってことではやっぱりカップルができないってことで、まず、花婿学校ってのを開くですって。それで、男性が、男磨きの研修会っていうのを、男性だけでやるそうです。その研修会をしたら男が3割上がるっていう研修ですって。それが、男性が食事を作って女性に食べてもらうっていうことで、まずは婚活してももちろん話はしてないですから、見ただ目で決まるということ、とにかくスーツを着て、それもしまむらとかジャスコとかああいうところのスーツじゃなくって、百貨店に行って良いスーツを着て出てくださいってことで、とにかく今の女性の方はカッコいいってことが一番ですって。そこまでやらないと今の若い女性は、農家の方には嫁いでくれないってことを言っておられました。参考までに。

議 長

ちなみに、昨年かな。中部の会長会等で中部ふるさと広域連合に対しまして、婚活の予算を付けてくれと、やってくれということやっておりましたが、今年も、夏だったかな、農業者を対象とした婚活をやったようでございます。何組かできているようですので。まだ、詳しいことは聞いておりませんが、何回かずっとやっとならうようでございます。その他ございませぬか。ないようですので、本日の定例会議は閉会と致します。

— 午後3時15分 閉 会 —